

4. 収集・処理手数料の改定（案）について

①現行

地域	基本手数料（18ℓ当たり円）						割増手数料	最低手数料
	収集手数料		処理手数料		合 計			
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込		
出雲地域	156	171.6	18	19.8	174	191.4	1 各地域の市街地からの距離が6キロメートル以上で市長の定める区域は基本収集手数料の2割増とする。 2 くみ取り車両の往来に困難な区域で市長の定める区域は基本収集手数料の1.5割増とする。 3 ホースの延長が60メートル以上90メートル以下の場合110円、90メートルを超える場合は220円を加算する。	1 回のくみ取りが90ℓ以下のときは90ℓに相当する基本収集手数料とする。
平田地域	168	184.8			186	204.6		
佐田地域	189	207.9			207	227.7		
多伎地域	159	174.9			177	194.7		
湖陵地域	156	171.6			174	191.4		
大社地域	156	171.6			174	191.4		
斐川地域	165	181.5			183	201.3		

②改定（案）

地域	基本手数料（18ℓ当たり円）						割増手数料	最低手数料
	収集手数料		処理手数料		合 計			
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込		
出雲地域	234	257.4	26	28.6	260	286	出雲環境センターからの距離が25キロメートル以上の収集箇所は、基本収集手数料の2割増とする。	1回のくみ取りが90ℓ以下のときは90ℓに相当する基本収集手数料とする。
平田地域								
佐田地域								
多伎地域								
湖陵地域								
大社地域								
斐川地域								

③手数料改定に伴うし尿収集世帯への年間影響額

※年間排出量116斗×改定案単価（円／税込）で試算

上段：基本
中段：1.2割増
下段：1.35割増

地域	収集手数料			処理手数料			収集・処理 手数料合計の 現行との差額
	現行	改定案	現行との差額	現行	改定案	現行との差額	
出雲地域	19,905 23,861 -	29,858 - -	9,953 5,997 -	2,296	3,317	1,021	10,974 7,018 -
平田地域	21,436 25,647 28,837	29,858 35,829 -	8,422 10,182 6,992				9,443 11,203 8,013
佐田地域	24,116 28,837 -	29,858 35,829 -	5,742 6,992 -				6,763 8,013 -
多伎地域	20,288 - -	29,858 - -	9,570 - -				10,591 - -
湖陵地域	19,905 - -	29,858 - -	9,953 - -				10,974 - -
大社地域	19,905 23,861 26,796	29,858 - -	9,953 5,997 3,062				10,974 7,018 4,083
斐川地域	21,054 25,264 -	29,858 - -	8,804 4,594 -				9,825 5,615 -

④手数料改定に伴う浄化槽設置世帯への年間影響額

※年間排出量148斗×改定単価（円／税込で試算）

上段：基本
中段：1.2割増
下段：1.35割増

地域	収集手数料			処理手数料			収集・処理 手数料合計の 現行との差額
	現行	改定案	現行との差額	現行	改定案	現行との差額	
出雲地域	25,396 30,443 -	38,095 - -	12,699 7,652 -	2,930	4,232	1,302	14,001 8,954 -
平田地域	27,350 32,722 36,792	38,095 45,714 -	10,745 12,992 8,922				12,047 14,294 10,224
佐田地域	30,769 36,792 -	38,095 45,714 -	7,326 8,922 -				8,628 10,224 -
多伎地域	25,885 - -	38,095 - -	12,210 - -				13,512 - -
湖陵地域	25,396 - -	38,095 - -	12,699 - -				14,001 - -
大社地域	25,396 30,443 34,188	38,095 - -	12,699 7,652 3,907				14,001 8,954 5,209
斐川地域	26,862 32,234 -	38,095 - -	11,233 5,861 -				12,535 7,163 -